

< 対応の詳細 >

.狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応

1. 獣医病院で発見した場合

(1) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。）第8条の規定に基づき、狂犬病の疑いのある動物を診断又は検索した獣医師は、直ちに当該動物の所在地を管轄する保健所長に届出を行う。

(2) 届出を受けた保健所における対応

ア 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長（狂犬病予防事務を担当している機関が動物保護センター等、保健所と異なる機関の場合は、保健所から連絡を受けた当該機関とする。以下同じ。）は、狂犬病発生の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行うとともに、都道府県等（保健所設置市または特別区を含む。以下同じ。）主管課に第1報を入れる。聴取事項については、付属書4「発見者からの聞き取り調査票」（P. 67）を参照。

イ 獣医師及び所有者への指示

狂犬病予防員（以下「予防員」という。）は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行うこと。

また、当該動物と同居している、または接触の

あったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

(ア) 動物の保管・管理、隔離（他の動物との接触の禁止）

人や他の動物が容易に近づけない場所で保管、隔離するよう指示する。

また、感染の疑いなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。

なお、獣医師診療施設又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病蔓延防止を妨げると判断した時は、都道府県等の動物管理施設に移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書」（付属書2（P. 65）に様式例を示す）を所有者から徴収しておく。

(イ) 殺害禁止

予防員の許可を受けないで、動物を殺害することを禁止する。

(ウ) 死亡した場合の死体の引渡し

保管中に死亡した場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、死体について、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、予防員に引き渡すよう指示する。

(エ) 所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示。詳細は、（P.35）参照。

ウ 動物の観察（付属書1「狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴」（P. 60）参照）

予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握する必要から、動物が存する動物管理

施設、獣医師診療施設又は所有者の自宅に立ち入り、保管中の動物の状況を適宜観察する。

エ 限定した疫学調査の開始

予防員は、所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

(3) 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P.66)に基づき、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合、観察期間は2週間以上とする。

狂犬病の疑いのある動物と同居していた、または接触のあったことが明らかな動物で、ワクチン接種を行っていないものについては、狂犬病の疑いのある動物と同様、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。ワクチン接種を行っているものについては隔離のもと、引き続き観察を継続する。

致死処分を行う場合は、所有者の了解を得て行うとともに、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)第5条に準じて「処分前評価」を行っておくこと。

(4) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

確定診断の必要があると判断し動物を致死処分した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、当該動物の死体を都道府県等地方衛生研究所(以下「地方衛生研究所」という。)へ送付する。

地方衛生研究所への検体の送付方法等は、（P. 42参照）に従い対応する。なお、致死処分・検体採取・送付等に際しては、新たな汚染・感染拡大を確実に防止できる方法を用いること。（付属書10「確定診断のための検体送付方法等」（P. 86）参照）

また、地方衛生研究所への検査依頼は、都道府県等主管課を経由して行う。

2. 自治体の動物管理施設で発見した場合

所有者の有無に応じ（犬の場合は公示を行い所有者を捜す）（1）または（2）の対応を行う。

（1）所有者不明動物の場合

ア 動物の観察

予防員は、保管中の動物の観察を行う。観察については、1の（2）のウに従い対応する。

イ 致死処分

予防員は、公示後、所有者が判明しない場合で、当該動物を致死処分して確定診断を行う必要があると判断した場合は、政令第5条の処分前評価を実施し、致死処分を行う。

ウ 限定した疫学調査の開始

予防員は、公示期間中は、観察を行うとともに、動物の捕獲・収容を行った場所の付近住民に対して次の状況等について聞き取り調査を実施する。

（ア）他に異常を示す動物の有無

（イ）徘徊時の動物の状況

（ウ）人や他の動物に対する咬傷等の有無

(工) 他の動物との接触の有無 等

エ 保健所から主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、直ちに確定診断を実施するため、1の(4)と同様に地方衛生研究所へ送付すること。

(2) 所有者判明動物の場合

ア 保健所から所有者への指示

予防員は、公示等により所有者が判明した場合は、所有者に対して狂犬病の疑いがある旨を伝え、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。なお、動物の隔離場所については、引き続き動物管理施設における隔離を勧める。また、必要に応じて、1の(2)のイに準じた指示を行う。

イ 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出
臨床診断により狂犬病又はその疑いがあると診断した獣医師は、直ちにその旨を保健所長に届ける。

ウ 届出を受けた保健所における対応

(ア) 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所長は、狂犬病感染の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。(聴取内容は、1の(2)のア参照。)

(イ) 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行うこと。(詳細は、1の(2)のイ参照。)

- a 動物の保管・管理、隔離、他の動物との接触の禁止等
- b 殺害禁止
- c 死亡した場合の死体の引渡し
- d 所有者等が動物から咬傷を受けた場合の暴露後発病予防の指示

(ウ) 動物の観察

予防員は、動物管理施設（場合によっては獣医師診療施設又は所有者の自宅）に保管中の動物の状況を観察する。（詳細は、1の（2）のウに従い対応する。）

(エ) 限定した疫学調査の開始

予防員は、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

エ 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査及び疫学調査の結果、狂犬病感染の疑いがないことが明らかである場合を除き、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」（P. 66）に基づき、観察の継続又は致死処分の判断を行う。

詳細については、1の（3）に従い対応する。

オ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、1の（4）と同様に、地方衛生研究所へ送付する。検体の送付等は、に従い対応する。

3. 動物の所有者が発見した場合

(1) 所有者から保健所への連絡

自己の所有する動物が異常を示していると判断した場合は、当該所有者は直ちに保健所にその旨を連絡する。

(2) 連絡を受けた保健所から所有者への指示

予防員は、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。

また、必要に応じて1の(2)のイに準じた指示を行う。

(3) 所有者及び保健所からかかりつけ獣医師への連絡

所有者は、保健所からの指示に従い、直にかかりつけの獣医師へ連絡し、狂犬病感染の有無等についての診断を受ける。

予防員は、獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い、所有者への指示等について連絡・依頼する。

(4) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出

診断を行った獣医師は、狂犬病の疑いがあると判断した場合は、直ちにその旨を保健所に届出る。

(5) 届出を受けた保健所における対応

ア 獣医師及び所有者からの聞き取り

届出を受けた保健所は、狂犬病感染の確認を行うため、獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。(聴取内容は、1の(2)のア参照。)

イ 獣医師及び所有者への指示

予防員は、状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行うこと。(詳細は、1の(2)のイ参照。)

- (ア) 動物の保管・管理、隔離、他の動物との接触の禁止等
- (イ) 殺害禁止
- (ウ) 死亡した場合の死体の引渡し
- (エ) 所有者等が動物から咬傷を受けた場合、暴露後発病予防の指示

ウ 動物の観察

予防員は、動物管理施設、獣医師診療施設又は所有者の自宅に保管中の動物の状況を観察する。(詳細は、1の(2)のウに従い対応する。)

エ 限定した疫学調査の開始

予防員は、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査を行う。

(6) 保健所における動物に対する措置の選択

予防員は、状況調査等で、狂犬病感染の疑いが強い場合で、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P. 66)に基づき当該動物を致死処分して確定診断を行う必要があると判断した場合は、所有者の了解を得て当該動物の致死処分を行う。詳細については、1の(3)に従い対応する。

(7) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付

致死処分した動物は、1の(4)と同様に地方衛生研究所へ送付する。検体の送付は、 に従い対応する。

4. 野外(野生動物・放浪動物)で発見した場合

(1) 発見者から保健所への連絡

ア 野生動物の場合

発見者は、農林事務所等（野生動物担当機関）に連絡を行い、連絡を受けた農林事務所等は、直ちに発見場所を所管する保健所に連絡する。

イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合

発見者は、直ちに発見場所を所管する保健所に連絡する。

(2) 保健所による発見者からの聞き取り

連絡を受けた保健所は、発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取する。（付属書4「発見者からの聞き取り調査票」（P. 67）参照）

(3) 動物の捕獲

ア 野生動物の場合

発見された動物が「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）」の対象動物に該当するかの確認を行った後、該当する場合は、環境省（都道府県又は市町村に権限委譲している動物にあつては、当該機関）の捕獲許可を受けた後、捕獲する。

なお、国設鳥獣保護区内や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」の対象種（絶滅危惧種）については、全国11カ所の環境省自然保護事務所が捕獲許可を出す、事情が分かれば早急に処理することが可能である。

捕獲許可申請者及び捕獲実施者は、保健所等とする。

イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合

(ア) 犬の場合

予防法第6条第1項又は都道府県等の飼い犬に関する条例等の規定により捕獲・

収容する。

(イ) 犬以外の動物の場合

- a. 都道府県等の動物に関する条例で犬以外の動物の捕獲規定がある場合には、当該規定により捕獲する。
- b. 放浪動物が、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。）第19条第1項の規定による負傷動物に該当する場合で、発見者から通報があった場合は、同条第2項の規定に基づき収容する。
- c. その他の場合は、警察法（昭和29年法律第162号。）第2条第1項の規定により警察官の指示等により捕獲・収容する。

(4) 動物管理施設への搬送・保管

捕獲・収容した動物は、都道府県等の動物管理施設で保管を行う。

（以下「2 自治体の動物管理施設で発見した場合」に従い対応。）

5. 動物検疫所で発見した場合

(1) 動物検疫所内の場合

ア 家畜防疫官等による死亡動物等の確認

家畜防疫官は、付属書12「犬・猫等の輸出入検疫について」(P.121)に基づく輸入検査中に狂犬病を疑う事例を確認した場合は、以下により対応する。

イ 輸入者等からの聞き取り

到着時における輸出国政府発行の証明書の記載事項を確認するとともに、輸入者等に連絡の上、輸出国における飼育状況等について再聴取する。

ウ 限定した疫学調査の開始

同時期に輸入された犬・猫等（以下「犬等」という。）との接触の有無（同一航空機による輸送）の確認を行うとともに、輸送から搬入時までの人に対する咬傷等の有無について航空会社等に確認する。咬傷等があった場合は、狂犬病の暴露後発病予防の可能な医療機関を紹介するとともに、医師による診療を受けるよう指示する。狂犬病のワクチン接種可能医療機関については、「FORTH 海外渡航者のためのホームページ」<http://www.forth.go.jp/>を参照。

エ 動物検疫所による確定診断

けい留中の犬等が死亡した場合には、けい留場所において病理解剖を実施し、病性鑑定に必要な材料を採材する。病性鑑定は、動物検疫所長通知「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針」（以下「検査指針」という。）に基づき実施する。

オ 国立感染症研究所への検査の依頼

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼をする。検体の送付方法等は に従い対応する。

(2) 家畜防疫官指定場所（輸入者自宅等）の場合

ア 輸入者等から動物検疫所への連絡

検疫中の犬等が死亡した旨の連絡があった場

合、必要事項（受理日時、通報者の氏名、輸入者との関係、連絡先、指示書番号、死亡確認の状態、けい留期間中の状況、他の動物との接触、人への危害等）を聴取し、その内容についての記録を取る。

イ 動物検疫所から輸入者等への指示

輸入者等からの連絡を受けた時点で疫学情報、通報内容から狂犬病が疑われる場合は、輸入者等に対し、家畜防疫官がけい留場所に到着するまでの間、人・他の動物との接触を避けるため、死体をシート等で覆うよう指示する。また、生前の人への咬傷等の有無を確認し、咬傷等があった場合は、狂犬病の暴露後発病予防の可能な医療機関を紹介するとともに、医師による診療を受けるよう指示する。狂犬病のワクチン接種可能医療機関については、「FORTH 海外渡航者のためのホームページ」<http://www.forth.go.jp/>を参照。

ウ 動物検疫所による死亡動物の確認

家畜防疫官は、輸入者等からの死亡通報後、防疫車に消毒液等の必要器材を積載し、けい留場所へ直行する。けい留場所に到着後、死亡した犬等の状態、けい留場所の状況等を確認する。また、ケージ、餌箱等汚染の恐れがある物品に対して、消毒等の措置を講ずる。（付属書13「汚染物品等の消毒方法」（P.124）参照）

エ 限定した疫学調査の開始

輸入者等に対し、けい留中の状態、輸入前における飼育状況等を再確認する。更に同時期に輸入された犬等との接触の有無（同一航空機による輸送等）の確認を行うとともに、輸送から搬

入時までの人に対する咬傷等の有無について航空会社等に確認する。

オ 動物検疫所による確定診断

輸入者に対し、狂犬病診断のための検査材料を採取することを説明し、承諾を受けた後、汚物等が飛散しないように消毒液を浸したシート等で死体を覆い、更に輸送用のケージに死体を収納し、防疫車等により動物検疫所に搬入する。搬入後、病理解剖を実施し、病性鑑定に必要な材料を採材する。病性鑑定は、検査指針に基づき実施する。

カ 国立感染症研究所への検査の依頼

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼をする。検体の送付方法等は（P.42参照）に従い対応する。

6. 空港・港湾施設内で発見した場合

発見者から連絡を受けた、動物検疫所、空港・港湾管理者、管轄の保健所のいずれかの機関は、発見された動物が以下のア～ウのいずれに該当するかを判断し、自ら担当機関として対応するか、他の担当機関に連絡を行う。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ア 検疫対象動物（犬、ネコ、キツネ、スカンク、アライグマ） | 動物検疫所が対応 |
| イ 検疫対象外動物 | 空港・港湾管理者が対応 |
| ウ 国内の犬等 | 保健所が対応 |

(1) 動物検疫所における対応

航空機内での発見等、明らかに外国からきた犬等と判断される場合は、動物検疫所は慎重に動物を

捕獲し、動物検疫所けい留施設に隔離する。航空会社等が輸入検査申請を提出し、動物検疫所のけい留場所において動物検疫を実施する。(以下の5のアに従い対応)

(2) 空港・港湾管理者における対応

航空会社等に輸入動物で逃亡したものがいないかどうか確認し、所有者を探すとともに、管轄の保健所に連絡する。

(3) 保健所における対応

当該動物を動物管理施設に収容し、「の4 野外で発見した場合」に準じて対応。

.狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応

1. 医療機関における対応

付属書5 「咬傷被害者への治療」(P.70)

付属書6 「狂犬病が疑われる患者への対応」(P.80)

付属書7 「狂犬病と確定診断された患者への対応」(P.82)

付属書8 「狂犬病患者の家族への対応」(P.83) 参照

(1) 感染の疑いのある者からの聞き取り

ア 受傷した地域

日本国内か、海外か、海外であれば、狂犬病常在地か否か

イ 加害動物の種類

犬、ネコ、キツネ、アライグマ、スカンク、マングース、コウモリ、サルなど

ウ 受傷部位

顔面、上肢、下肢、その他

衣服の上から受傷したか、素肌に傷を受けたか

エ 出血の有無

傷口から出血があったか否か、

流れ出るほどか、にじむ程度か

オ 受傷後の処置

傷を流水と石鹸で洗浄したか否か、

70%アルコールやポビドンヨード液で消毒したか否か

カ 狂犬病暴露後発病予防開始の有無

すでに医療機関を受診していれば、狂犬病暴露後発病予防を開始したか否か

開始していれば、抗狂犬病免疫グロブリン、狂犬病ワクチン、破傷風トキソイドなどの接種を以前に受けたか否か

- ・ 接種を受けていれば、狂犬病ワクチンの種類と接種回数
- ・ 接種した抗狂犬病免疫グロブリンは人由来かウマ由来か

(2) 危険度の判断

ア 受傷地

狂犬病常在地か否か、

受傷地域での狂犬病患者発生数は多いか少ないか

イ 加害動物の様子

加害動物の外観から狂犬病を否定することは不可能

ウ 受傷時の状況

犬の尾を踏んで咬まれたというように、咬傷等の動機が理解できる場合は狂犬病ウイルス感染

の危険は小さいが、完全に否定はできない。

エ 受傷部位

顔面、頸部など脳に近い部位を咬まれた場合は、下肢を咬まれた場合より危険度が高い。また顔面や手指など神経分布が多い部位を咬まれた場合も危険度が高い。

オ 出血の有無

素肌を直接咬まれて出血が多い場合は危険度が高い。出血があっても、衣類の上から咬まれた場合は、加害動物の唾液が体内に入る可能性が小さいので、危険度も低い。

カ 加害動物種

地域別の危険動物種については付属書5「咬傷被害者への治療」(P.70)を参考にする。

アからカまでの事項を勘案し、WHOの基準などの資料を参考にして狂犬病暴露後発病予防の必要性を判断する。

(3) 狂犬病暴露後発病予防の実施

ア 傷口を流水と石鹸で十分洗浄する

イ 傷口を70%アルコールまたはポビドンヨード液で消毒する

ウ 狂犬病ウイルス感染の危険が高いときは、抗人狂犬病免疫グロブリンを20IU/kgの割合で(抗人狂犬病免疫グロブリンが入手できない場合は、抗ウマ狂犬病免疫グロブリンなら40IU/kg)できるだけ多く傷口周囲に、残量があれば三角筋部に筋肉注射する。

エ 組織培養狂犬病不活化ワクチンを、初回接種日を0日として、0、3、7、14、30日の5回注射し、必要に応じて90日に6回目を注射する。

オ すでに暴露前狂犬病ワクチン接種を受けた人では、0日と3日の2回あるいはそれ以上注射する。

カ 医療機関への受診が、受傷から数日、数週、あるいは1カ月以上経過していても、受傷状況から狂犬病暴露後発病予防が必要と判断されれば、ただちに開始する。

キ すでに海外で暴露後発病予防のため、組織培養不活化狂犬病ワクチン接種を開始して帰国した受傷者に対しては、日本製の狂犬病ワクチンを使用して、接種予定を完了させる。

(4) 人の狂犬病の検査法

人の狂犬病の検査法については、付属書6「狂犬病が疑われる患者への対応」(P. 80)を参照。

(5) 咬傷等の被害者に保健所への連絡を指示

受傷地が日本国内である場合は、加害動物の調査を迅速に実施できるように、咬傷等の被害者に、咬傷等の発生地を管轄する保健所へ連絡するように指示する。

(6) 医師から保健所への通報

加害動物の調査を確実に開始できるように、動物咬傷等の被害者を診察した医師は、被害者の連絡先および加害動物の種類を咬傷等の発生地を管轄する保健所に通報する。

2. 感染の疑いのある者（又は医師）からの連絡を受けた保健所における対応

(1) 感染の疑いのある者等からの聞き取り

感染源・経路等調査のため、感染の疑いのある者等から聞き取り調査を行う。

(2) 加害動物の追跡調査とその特定

聞き取り調査の結果、感染源が動物である可能性が強い場合は、次の対応を行う。

ア 加害動物に所有者がいる場合

(の3「動物の所有者が発見した場合」に従い対応。)

イ 加害動物が野外(野生動物・放浪動物)にいる場合

(の4「野外で発見した場合」に従い対応。)

.狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼

1. 国内における発見の場合

(1) 保健所

ア 都道府県等主管課への報告

狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の届出を受けた場合は、 の対応を行うとともに、直ちに電話で主管課へ一報を入れる。その後、速やかに次の内容を記載した報告書を作成し、付属書4「発見者からの聞き取り調査票(P. 67)」を添付し送付すること。(付属書9「狂犬病の疑いのある動物発見の報告用様式例」(P. 85)参照)

(ア) 狂犬病の疑いのある動物の種類、所有者又は発見者、発見場所及び日時と現保管場所等

(イ) 動物の症状

(ウ) 他の動物への感染の可能性の有無及び

その範囲

(工) 人への感染の可能性の有無

(才) 対応状況

イ 確定診断の依頼

確定診断を行う必要があると判断した場合は、その旨を都道府県等主管課に連絡するとともに、都道府県等主管課から地方衛生研究所に対して確定診断の実施を依頼する。

ウ 地方衛生研究所への検体の送付

依頼後、直ちに地方衛生研究所に検体を送付する。検体の送付方法等は、1の(4)に従い対応する。

(2) 都道府県等主管課

ア 厚生労働省健康局結核感染症課への通報

保健所からの報告を受けた場合は、直ちに電話で厚生労働省健康局結核感染症課(以下「結核感染症課」という。)へ一報を入れるとともに、(1)のアと同様の内容を記載した報告書を作成し、付属書4「発見者からの聞き取り調査票」(P. 67)を添付し送付すること。(付属書9「狂犬病の疑いのある動物発見の報告用様式例」(P. 85)参照)

イ 隣接他県への通報

隣接他県に対し、アと同様の通報等を行う

ウ 地方獣医師会への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を口頭により地方獣医師会へ連絡する。

エ 確定診断の依頼

狂犬病の確定診断では慎重を期するために、国立感染症研究所で検査を実施するよう結核感染

症課に依頼する。

(3) 地方衛生研究所

ア 検体の送付

保健所から送付されてきた検体の頭部を切り離して国立感染症研究所に送付する。(全脳の摘出が可能な地方衛生研究所では、採材して送付。) 詳細は、IV参照。

(4) 結核感染症課

ア 確定診断の依頼

都道府県等主管課の依頼に基づき、国立感染症研究所に対し、確定診断の依頼を行う。

イ 隣接以外の他県への連絡・指示

都道府県等主管課からの報告に基づき、感染が隣接以外の都道府県に及ぶ可能性のある場合には、当該県へ連絡を行うとともに必要な指示を行う。

2. 動物検疫所における発見の場合

(1) 動物検疫所

ア 農林水産省生産局畜産部衛生課への報告

輸入検疫中の犬等に狂犬病が疑われるため、現在、病性鑑定中である旨をけい留担当場所から、動物検疫所長を通じ、農林水産省生産局畜産部衛生課(以下「農水省衛生課」という。)へ通報し、必要な情報を提供する。

イ 検査の依頼

農水省衛生課を通じ国立感染症研究所へ検査を依頼する。

ウ 国立感染症研究所への検体の送付

病性鑑定において、更にウイルス分離等の精密検査が必要な場合は、農水省衛生課に通報するとともに、動物検疫所精密検査部及び国立感染症研究所に検査の依頼を行う。

(2) 農水省衛生課

ア 結核感染症課への通報

農水省衛生課は、動物検疫所からの報告を受けた場合、結核感染症課に通報するとともに、必要な情報を提供する。

イ 検査の依頼

農水省衛生課は、結核感染症課に対して、動物検疫所から国立感染症研究所に病性鑑定に必要な材料を送付し、検査依頼を行う旨依頼する。

(3) 結核感染症課

ア 検査依頼の連絡

結核感染症課は、国立感染症研究所に対し、動物検疫所より、輸入検疫中の犬等に狂犬病が疑われるため検査依頼があり、病性鑑定材料が動物検疫所より送付されることを連絡する。

確定診断

1. 確定診断における分担

確定診断は原則として国立感染症研究所が行い、地方衛生研究所は国立感染症研究所に確定診断の依頼を行うと同時に、狂犬病の疑われた動物の頭部を切り離して検体を冷蔵状態（氷上もしくは4℃）で速やかに国立感染症研究所へ輸送する（全脳の摘出が地方衛生研究所で可能な場合には、検査に必要な各部位を個別に異なる容器に

入れて、採材部位名を明記し、必要な情報を記載した書類とともに冷凍状態（-20 以下）での輸送が可能）。なお、狂犬病検査が可能な地方衛生研究所では可能な検査を行い、確定診断が必要とされた場合に速やかに国立感染症研究所に確定診断の依頼と検体の輸送を行う。（解剖、検体採取、死体の処理は付属書10「確定診断のための検体送付方法等」を（P.86）参照）

2. 狂犬病の検査方法

狂犬病の検査は感染が疑われた動物の中枢神経組織（アンモン角、脳幹、小脳）を利用して行う。（1）脳組織の塗抹標本を用いた直接蛍光抗体法によるウイルス抗原検索、（2）脳組織乳剤を用いたRT-PCR法によるウイルス特異遺伝子の検出、（3）脳組織乳剤を乳のみマウス脳内およびマウス神経芽細胞腫由来培養細胞に接種して行うウイルス分離法が可能である。（検査方法は付属書11「確定診断のための検査方法」（P.106）を参照）

3. 検査結果の確定

検査結果の確定は、（1）直接蛍光抗体法により検査材料から狂犬病ウイルス特異抗原が検出された場合、（2）RT-PCR法により検査材料から狂犬病ウイルス特異的遺伝子が検出された場合、（3）乳のみマウスおよびマウス神経芽細胞腫由来培養細胞への接種によりウイルスが分離された場合（狂犬病ウイルス特異抗原の検出で最終判定を行う）である。

以上3検査のいずれかで狂犬病ウイルスが検出された場合に狂犬病陽性と診断される。一般には蛍光抗原の検出が初めに行われる（臨床診断、疫学情報等で狂犬病の疑いが強く示唆された症例で陰性を示した場合には、追検査やウイルスの分離を行う。）

確定診断結果の報告

1. 国内における発生の場合

(1) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告

検査結果が出た後、直ちにその結果を口頭により結核感染症課に報告する。

また、後日、書類による報告を行う。

(2) 結核感染症課

ア 都道府県等主管課への通知

国立感染症研究所からの報告に基づき、都道府県等主管課に口頭により通知する。

また、後日、書類による通知を行う。

イ 隣接以外の他県への連絡

の1の(4)のイにおいて連絡した県に対し、確定診断結果を連絡する。

(3) 都道府県等主管課

ア 地方衛生研究所及び保健所への通知

結核感染症課からの通知に基づき、地方衛生研究所及び保健所に口頭により通知する。

また、後日、書類による通知を行う。都道府県等は、地方衛生研究所での確定診断結果との比

較検討を行い、対策の指標とする。

イ 隣接他県への連絡

の1の(2)のイにおいて通報した県に対し、確定診断結果を連絡する。

(4) 保健所から所有者、獣医師等への通知

都道府県等主管課からの報告に基づき、所有者、獣医師等に口頭により通知する。また、陰性の場合には、咬傷等を受け発症予防治療中の者に対し治療の中止等必要な指示を行う。

また、後日、書類による通知を行う。

2. 動物検疫所における発見の場合

(1) 動物検疫所

ア 農水省衛生課への報告

検査結果が出た後、直ちにその結果をけい留担当場所から動物検疫所長を通じ、口頭により農水省衛生課に報告するとともに、関係書類を送付する。

イ 管轄保健所への届出(陽性の場合)

輸入検疫中の犬等を狂犬病と診断した場合、けい留場所を管轄する保健所に対し、予防法第8条に基づく届出を行うとともに、これまでの防疫措置等必要な情報を提供する。

ウ 輸入者等への連絡

動物検疫所は、検査を行った犬等の輸入者及び疫学調査を行った航空会社等関係者に対し検査結果を連絡する。また、陰性の場合には、咬傷等を受け発病予防治療中の者に対し治療の中止

等必要な指示を行う。

- (2) 農水省衛生課から結核感染症課への通報
報告を受けた農水省衛生課は、直ちに、口頭により結核感染症課へ結果を通報する。
- (3) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告
国立感染症研究所は、検査の終了後直ちに、口頭により結核感染症課へ結果を報告する。

・確定診断により陽性と診断された場合の対応

1.調整会議の開催

確定診断により陽性と診断された場合、結核感染症課、国立感染症研究所、発生地自治体、農水省衛生課及び動物検疫所(輸入動物における発生の場合)は、発生経緯等の事実確認と今後の対応方針に関する協議のため、調整会議を開催する。

また、結核感染症課より日本獣医師会に対し、狂犬病の発生について直ちに口頭により連絡し、一斉検診等における協力を要請する。なお、後日、文書による協力依頼を送付する。

2. 中央、地方及び現地連絡会議の立ち上げ

調整会議の結果に応じ、中央、地方及び現地の連絡会議を設置する。関係機関及び団体の招集範囲については、表1を参考に発生場所や講じる対策の内容に応じたものとする。

表1. 連絡会議事務局・関係機関等

区分	事務局	関係機関	関係団体
中央	<会長> 結核感染症課長 <会員> 結核感染症課 国立感染症研究所 厚生科学課	① 農水省衛生課 ② 動物検疫所 ③ 動物衛生研究所 ④ 税関及び検疫所 ⑤ 警察庁 ⑥ 環境省自然環境局	① (社) 日本獣医師会 ② (社) 日本医師会 ③ (社) 動物用生化学的製剤協会 ④ (財) 動物愛護協会 ⑤ (社) ジャパンケンネルクラブ
地方	<会長> 狂犬病所管部・局長 <会員> 狂犬病担当課 地方衛生研究所	① 医療関係課 ② 薬務関係課 ③ 警察本部 ④ 野生動物担当課 ⑤ 農林水産部衛生課 ⑥ 環境省自然環境局 自然保護事務所	① 都道府県獣医師会 ② 都道府県医師会 ③ 都道府県内動物関連団体
現地	<会長> 保健所長 <会員> 保健所狂犬病担当課等	① 医療関係課 ② 薬務関係課 ③ 警察署 ④ 野生動物担当課 ⑤ 家畜保健衛生所	① 獣医師会支部 ② 地方医師会 ③ 市町村

3. 連絡会議の事務

以下に掲げる事務事項のうちより、発生事例に応じて適宜必要な対策を行うこととする。

(1) 中央連絡会議の事務

ア 報道(正しい情報提供による風評、混乱の防止)

狂犬病に感染している動物を発見した状況、対応状況、今後の対応方針等について、関連部局と調整の後、報道発表を行う。なお、内容については、混乱が発生しないような配慮が必要。その後の対応状況について、適宜追加発表を行う。

イ 現状把握・分析

自治体等から収集した情報に基づき、適切な現状把握と分析に努める。

ウ 関係機関・団体、自治体間の連絡調整

表1に記載している関係機関、団体間の連絡調整を行う。また、疫学調査等のために必要のあるときは、関係自治体間の連絡調整を行う。

エ 関連省庁、団体、自治体への協力依頼

必要に応じ、表1に記載している関係機関、団体及び自治体に対し、次の協力依頼を行う。

(ア) 動物検疫所

農水省衛生課を通じて、以下の対応を動物検疫所に依頼する。

- a 狂犬病に感染した動物が輸入動物である場合、同時期に輸入された他の犬等との接触の有無の確認（以下「疫学関連動物」という。）
- b 疫学関連動物の輸入者、輸送業者、仕向先等に関する情報提供
- c 輸送から動物検疫所搬入までの咬傷等の有無に関する航空会社等への確認と咬傷等を受けた者に対する暴露後発病予防等の指示

(イ) 衛生課

- a 畜産動物への感染状況の把握
- b 畜産農家への啓蒙（家畜と外部の動物との接触禁止等）

(ウ) 検疫所

- a 一般からの問い合わせへの対応
- b 空港・港湾内で狂犬病の疑いのある動物を発見した際の連絡会議への通報

(エ) 税関

- a 空港・港湾内で狂犬病の疑いのある動

物を発見した際の連絡会議への通報

(オ)警察庁

必要に応じ、警察庁から発生地警察本部への協力依頼を要請

- a 交通遮断が必要な場合の対応
- b 住民の混乱を避けるための対策
- c 犬以外の放浪動物の捕獲対策

(カ)環境省自然環境局

- a 野生動物の捕獲許可に関する調整、発生地自治体の野生動物担当部局への協力依頼
- b 動物愛護団体等への協力依頼

(キ)(社)日本獣医師会

一斉検診、注射等まん延防止対策への協力

(ク)(社)日本医師会

狂犬病を疑う患者の的確な診断と治療
狂犬病の疑いのある患者を診断した場合の管轄保健所への通報

(ケ)(社)動物用生物学的製剤協会

必要に応じ、ワクチンの緊急輸入

(コ)発生地以外の自治体

必要に応じ、発生地への予防員等の動員

オ 広域疫学調査の指示

狂犬病の発生が確認された自治体からの疫学調査結果報告に基づき、感染動物等と接触のあった人及び動物が他の自治体に所在する場合には、当該自治体に調査の継続、結果報告及びその他必要な事項を指示する。

カ 法的措置実施について自治体と協議・決定

法的措置（移動制限、一斉検診、一斉ワクチン接種、通行遮断等）を採るかどうかについて、自治体と協議のうえ決定する。

キ 物資調達（必要に応じ予算措置、ワクチンの緊急輸入）

（ア）動物用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配
収集した情報に基づきワクチンの必要量を算出し、必要に応じ（社）動物用生物学的製剤協会に対し、緊急輸入を依頼

（イ）人体用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配
収集した情報に基づきワクチンの必要量を算出し、必要に応じ医薬局に緊急輸入を依頼

ク 狂犬病動物輸出国への情報提供

狂犬病に感染した動物の発症時期から換算し、輸出国においても感染の拡大が懸念される場合、輸出国在日大使館に対して、狂犬病動物を摘発した旨の情報提供を行う。

（２）地方連絡会議の事務

ア 報道

報道機関に対し、狂犬病に感染している疑いのある動物を発見した状況、対応状況等について適切な発表を行う。

なお、内容については、パニックが発生しないような配慮が必要。

イ 犬のけい留命令等

狂犬病の発生後直ちに、狂犬病が発生した旨を公示し、区域及び期間を定めて口輪をかけること又は犬のけい留命令を発する。

ウ 現状把握・分析

保健所からの報告に基づき、適切な現状把握と分析に努める。

エ 中央連絡会議・近隣他県への報告

厚生労働省に設置された中央連絡会議に対し、収集した情報について随時報告する。

また、予防法第8条第3項の規定に基づき隣接都道府県知事に通報するとともに、感染が他の近隣他県に及ぶおそれがある場合は、当該他県に対しても通報する。

オ 関連部局・団体間の連絡調整

表1に記載している関係部局、団体間の調整を行い、地方連絡会議の適切な運営を行う。

カ 関連部局・団体への協力依頼

表1に記載している関係部局、団体に対し、次の協力依頼を行う。

(ア) 医療関係課

- a 医療機関、医師会との連絡調整
- b 患者の受入可能医療機関の把握、情報提供
- c 医療機関に対する診断・治療を支援するための情報提供

(イ) 薬務関係課

- a 医療品卸業者との連絡調整
- b 医薬品の確保及び供給体制の整備
- c 人体用ならびに動物用狂犬病ワクチンの確保（厚生労働省との調整を含む）

(ウ) 警察本部

- a 交通遮断が必要な場合の対応
- b 住民の混乱を避けるための対策
- c 犬以外の放浪動物の捕獲対策

(工) 野生動物担当課

- a 野生動物の捕獲許可に関する調整
- b 野生動物への感染状況の把握

(才) 農林水産部衛生課

- a 畜産動物への感染状況の把握
- b 畜産動物の移動禁止等の措置
- c 畜産農家への啓蒙（家畜と外部の動物との接触禁止等）

キ 疫学調査の指示

保健所に対し、疫学調査実施の指示を行う。

調査内容は、の1の(2)の工に従い実施する。

ク 法的措置実施についての中央連絡会議との協議・決定

狂犬病の蔓延が予想される場合は、中央連絡会議と協議の上、次の法的措置を実施する。

(ア) 集合施設の禁止、移動禁止・制限

（これらの措置は、狂犬病が発生していない都道府県等においても必要に応じ実施できる。）

区域、期間を定めて犬の展覧会等の集合施設を禁止する。

区域、期間を定めて当該区域内における犬の移動禁止又は制限（狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める等）及び当該区域からの移出禁止を行う。

また、都道府県市内への他の都道府県市からの移入禁止又は制限（発生都道府県市からのみの移入の禁止等）を行う。

(イ) 一斉検診

狂犬病にかかった犬又はその疑いのある犬が多数発見された場合又は狂犬病にかかった犬にかまれた犬が多数いるような場合、発生地域の飼い犬を対象に、狂犬病感染に関する検診を実施する。

実施にあたっては、原則として予防員が行うこととし、地域の実情等必要に応じ市町村及び都道府県獣医師会の協力を得ること。

一斉検診を実施した場合は、次の項目を記載した台帳を作成しておくこと。

- a 犬の所在地
- b 所有者
- c 犬の種類等
- d 登録、狂犬病予防注射の実施年月日、鑑札・済票番号
- e 検診結果

なお、検診結果については、犬の所有者等から請求があった場合は、予防員は診断書を交付する。

(ウ) 一斉ワクチン接種

狂犬病にかかった犬が徘徊し他の犬に感染させる恐れがある場合には、発生地域の飼い犬（基本的には、その年度に狂犬病予防注射を受けていない犬）を対象に、臨時の狂犬病予防注射を実施する。

実施にあたっては、原則として予防員が行うこととし、地域の実情等必要に応じ市町村及び都道府県獣医師会の協力を得ること。

a 個別注射

発生区域が小範囲である場合で、動物病院等での個別注射又は訪問による個別注射が可能な区域では、個別注射を基本として実施する。予防員以外が行う個別注射時には、予防員が必ず動物病院等を巡回する。

b 集合注射

発生区域が広範囲にわたり、また対象犬数が多い場合は、集合注射を行うこともやむを得ない。

集合注射は、通常時の実施方法を準用するとともに、各会場には必ず予防員を配置し、犬同士の接触を避けるよう犬の所有者を指示する。

(エ) 通行遮断

蔓延防止のため、やむを得ず発生地等への交通を遮断又は制限する場合は、警察本部と協議し、区域、期間を定めて実施する。

(オ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺

けい留されていない犬については、捕獲を行う。

捕獲した犬については、通常時と同様に公示等を行い所有者の発見に努めるが、所有者が発見された場合でも、予防注射を行っていない犬については狂犬病に感染した疑いがあるものとして、自治体の動物管理施設において予防員による観察を継続する。予防注射を行っている犬に

については所有者に返還しても差し支えないが、所有者の自宅において隔離し他の人や動物との接触を避けるよう指示するとともに、予防員が定期的に訪問し観察を継続する。なお、付属書3「動物に対する措置の選択の基準」(P. 66)に該当する犬については致死処分を選択することが望ましい。観察の結果、狂犬病の疑いがなくなった犬については所有者へ返還する。

また、通常の方法では、捕獲が著しく困難である場合は、区域・期間を定めて薬品(硝酸ストリキニーネ)を使用して薬殺を行う。その際、当該区域内及び近隣の住民に対しけい留されていない犬を薬殺する旨を周知する。薬殺及び住民への周知の方法は、政令第7条及び8条に従う。

ケ 物資調達(予算措置)

狂犬病予防対策に必要な物資の調達を行うとともに、必要経費の予算化を図る。

(3) 現地連絡会議の事務

ア 現地での疫学調査

調査内容は、の1の(2)の工に従い実施する。

イ 地方連絡会議への報告

調査結果、対応状況等について逐次地方連絡会議へ報告する。

ウ 住民への啓発・指導

調査結果や連絡会議等との協議を踏まえ、住民に対して適切な情報提供を行う。

また、狂犬病の疑いのある動物を発見した場合、

当該動物に接触しないよう指導を行うとともに、保健所への通報を周知・徹底する。

エ 感染した動物の隔離

次のような場合、狂犬病の蔓延防止のため、都道府県の動物管理施設で保管・隔離を行う。

(ア) 獣医師又は所有者から狂犬病の疑いのある動物発見の届出があった場合で、の
1の(2)のウに該当する場合。

(イ) 所有者が判明しない動物を捕獲・収容した
場合

(ウ) 野生動物を収容した場合

オ 法的措置の実施

地方連絡会議が実施決定を行った「法的措置」のうち、次の措置を実施する。

(ア) 集合施設の禁止、移動禁止・制限

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺

カ 狂犬病の疑いのある動物と接触した施設内にある全ての物品等の移送・移動禁止と施設の洗浄・消毒の指示（付属書13「汚染物品等の消毒方法」(P.124)参照)

連絡会議の解散

立ち上げた中央連絡会議、地方及び現地連絡会議を解散し、通常の体制に戻す場合にあっては、新しい被疑動物の発生が一定の期間ないこと等、事態が十分に沈静化したことを確認して行うものとする。

連絡会議を解散するに際しては、狂犬病発生から終息までの経緯及び採られた対応についての分析、今後の対応等に関する報告書を作成し公表する。

また、狂犬病発生原因や感染が拡大した要因について必要な対策を講じ、再発防止に努める。

・通常時の対応

国外からの狂犬病の侵入防止、侵入した際の蔓延防止を図るためには、関係機関との連携のもと、通常より次の対策を講ずるよう検討することが重要。

1. 犬の登録、狂犬病予防注射の推進

市町村においては、予防法の規定に基づき、犬の登録の徹底及び狂犬病予防注射の徹底を図り、国内の犬に対する免疫の付与を確実にを行う。また、登録及び注射済票の交付手続の効率化を図り、登録及び注射率の向上を図る。

都道府県等においては、予防法第6条の規定に基づく捕獲・保管、未登録・未注射犬の発見とその所有者に対する指導の徹底を図ることにより、登録と狂犬病予防注射の徹底を確保する。

2. 狂犬病予防対策に従事する者への感染防御対策

狂犬病の感染を予防するため、感染の危険性がある作業に従事する者に対し、予防接種を実施するとともに安全装備の配備を行う。

3. 国外からの侵入防止の徹底

(1) 動物検疫所における対応

「犬等の輸出入検疫規則」に基づき、輸入動物の検疫を今後とも徹底。

(2) 税関における対応

不法に国内に持ち込まれる動物に対する監視を今後とも徹底。

(3) 検疫所における対応

ア 海外渡航者等に対する狂犬病に関する知識の啓発
イ 必要に応じて暴露前又は暴露後ワクチン接種の指導

(4) 外国船内で飼育されている動物の不法上陸への対応

国際港を有する自治体は、外国船員に対し動物を不法上陸させないように周知・徹底。

4. 研修会の開催

狂犬病に感染した疑いのある動物を発見した場合、直ちに蔓延防止対策を講ずる必要があることから、下記の者に対する研修と啓発を行う。

(1) 行政関係者

ア 都道府県の狂犬病予防担当者及び感染症担当者
イ 市町村の犬の登録・狂犬病予防注射事務担当者及び感染症担当者

(2) 臨床獣医師

(3) 医療関係者

(4) 住民及び動物の所有者

5. 狂犬病暴露後発病予防の可能な医療機関の把握

狂犬病に感染した疑いのある人の発病予防が速やかに実施されるよう、各自治体は、地域の狂犬病暴露後発病予防の可能な医療機関を把握する。

6. 人の狂犬病感染に対する適切な対応

医療機関等において、狂犬病患者を確認した場合の速やかな行政機関への連絡と、連絡を受けた行政機関内での感染症対策課と動物対策担当課の密接な連携体制の整備を図る。

7. 狂犬病の疑いのある動物の捕獲に係る関係部局との調整

(1) 野生動物について

都道府県等主管課は、「鳥獣保護法」の対象動物の「有害鳥獣駆除」の捕獲許可について早急な対応がとれるよう、あらかじめ、県や市町村内で、衛生担当職員から鳥獣担当職員に連絡する体制等を整えておく。例えば、あらかじめ捕獲許可を受けている各自治体の「鳥獣保護員」に、狂犬病の疑いのある動物の捕獲を依頼できるかどうか相談しておく。

(2) 犬以外の放浪動物について

都道府県等主管課は、捕獲の際の対応について警察本部等と調整を図る。